

香川縣市町村職員共済組合物品購入等競争入札心得

(趣旨)

第1条 香川縣市町村職員共済組合(以下「組合」という。)が発注する物品の買入れ・借入れ、業務の委託・役務の提供、製造の請負その他の契約(建設工事及び建設工事に関係する委託業務契約を除く。)における一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)の取扱いについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者(以下「入札参加者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、入札公告に定める入札参加要件を満たす者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

(入札保証金)

第3条 地方自治法施行令(昭和22年法律第67号)第167条の7第1項の規定により普通地方公共団体が入札に参加しようとする者をして納めさせる入札保証金に相当する入札保証金は、不要とする。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、組合の関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。入札時間帯に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。
- 3 代理人による入札のときは、別紙様式第1号による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札書を投かんすることはできない。
- 4 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を別紙様式第2号による入札書に

記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- 5 入札者は、入札書を封筒に入れ封かん（封の糊付け）し、おもて面に当該入札に係るあて名、件名及び入札者氏名（入札者が代理人の場合は、入札参加者氏名及び代理人氏名）を記入、うら面の封筒の継目にそれぞれ押印（入札書に押印するものと同一の印）のうえ投かんしなければならない（封筒記入例参照）。
- 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
- 7 すべての入札において、入札参加者が1者となったときは、入札は行わない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置を取るものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

（入札の辞退）

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、別紙様式第3号による入札辞退届を組合の契約担当者に直接持参し、又は郵送する（入札日の前日までに到達しなければならないものとする。）。
- (2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合は、その旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印(代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印)を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書
- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- (3) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合
- (4) 所定の入札箱に投かんしなかった場合
- (5) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をした場合
- (6) 第15条のくじに参加しない場合
- (7) その他、公告及び仕様書等で求めた条件に違反したと認められる入札をした場合

(開札)

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札者は、開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定方法)

第12条 次条による場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定方法)

第13条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札宣言)

第14条 第12条及び前条において落札となる入札があったときは、件名、落札金額及び

落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第15条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第10条第6号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したのものとして取り扱う。

(入札の保留)

第16条 予定価格調書に瑕疵があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、入札参加者に通知しなければならない。

(再度入札)

第17条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りではない。

2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)を限度として行う。

3 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。

4 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

(随意契約の折衝)

第18条 入札不調(第5条第7項の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。))及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次の者と地方公務員等共済組合法施行規程(以下「施行規程」という。)第30条第1項第11号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

- (1) 入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者
- (2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者
- (3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札(再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。)を通じて最低制限価格を下回り失格となった者を除き、最低価格の入札者

- 2 前項の随意契約における予定価格表は、その入札不調となった入札の予定価格表によらなければならない。

(契約書の提出等)

- 第19条 落札者は、落札決定の日から10日(休業日を除く。)以内に契約書の案を作成し記名押印のうえ、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合には、この限りではない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したのものとして、施行規程第30条第1項第11号の規定により随意契約の見積もり合わせを行うことができる。
 - 3 前項の随意契約の見積り合わせは、第12条、第13条及び第18条の規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

(契約の保証金)

- 第20条 落札者は契約の締結に際し、施行規程第32条第1項の規定による保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、施行規程第32条第1項ただし書きの規定により免除された場合又は同条第2項の規定による保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- 2 落札者は、契約の保証金の免除又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(組合会議決案件の契約の確定)

- 第21条 組合の組合会(以下この項において「組合会」という。)の議決が必要な契約においては、落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、組合会の議決を経た後に組合の理事長が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立て)

- 第22条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和2年1月1日から施行する。

別紙様式第1号

委任状

年 月 日

香川縣市町村職員共済組合

理事長 様

委任者 { 住 所
名称又は商号
代表者職氏名 印

代理人 { 住 所
名称又は商号
代理人氏名 印

私は、(代理人氏名) _____ を代理人と定め、下記の入札に
関する一切の権限を委任します。

記

入札に付する件名

入 札 書

年 月 日

香川縣市町村職員共済組合

理事長 様

入札者 { 住 所
名称又は商号
代 表 者 名 印
代 理 人 氏 名 印

仕様書その他入札条項の内容を承諾のうえ、下記金額により入札します。

記

入札金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札の件名

備考1 入札金額は、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、頭書に¥の記号を付記すること。

2 入札金額は訂正しないこと。

別紙様式第3号

入 札 辞 退 届

年 月 日

香川縣市町村職員共済組合

理事長 様

入札者 { 住 所
名称又は商号
代表者氏名 印

入札日時 年 月 日 時

入札の件名

このたび、上記の入札に関して通知又は指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

封筒記入例

【封筒の大きさ】

入札書を封入する封筒の大きさは長形3号（120mm×235mm）又はそれに近い大きさのものを使用してください。

【封筒の記入】

おもて面にあて名、件名、入札者氏名（代理人の場合は入札参加者氏名及び代理人氏名）を記入し、「入札書在中」と記してください。

（おもて面）

香川 県市 町村 職員 共済 組合
理事長 ○○ ○○ 宛
件名

入札書在中
入札者 ○○○○○○会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
（代理人の場合は代理人氏名）

【押印】

うら面の封筒の継目にそれぞれ押印（入札書に押印する印と同一の印）してください。

（うら面）

